

(参考)

大台ヶ原・大杉谷ニホンジカ保護管理連絡会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、大台ヶ原・大杉谷ニホンジカ保護管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会議は、大台ヶ原・大杉谷地域の関係する機関相互の緊密な連絡と調整を図り、もって同地域のニホンジカの保護管理の円滑な推進に資することを目的とする。

(連絡・調整事項)

第3条 連絡会議は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連絡・調整を行うものとする。

- (1)大台ヶ原・大杉谷地域におけるニホンジカの保護管理施策に関すること。
- (2)ニホンジカの保護管理に係る調査・研究に関すること。
- (3)その他大台ヶ原・大杉谷地域におけるニホンジカの保護管理を進める上で、関係する機関の連携の確保を図るために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 原則として、大台ヶ原・大杉谷におけるニホンジカの保護管理に関係する機関をもって構成する。

必要に応じ、構成機関以外の機関または関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(会議)

第5条 連絡会議は、構成機関の要請に基づき必要に応じて開催することとする。

- 2 連絡会議は、事務局がこれを運営する。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、近畿地方環境事務所 野生生物課に置く。

附則

この要綱は、平成19年7月3日から施行する。

◇構成機関

林野庁近畿中国森林管理局

奈良県森林保全課

三重県自然環境室

上北山村

川上村

大台町

紀北町

◇事務局

近畿地方環境事務所